

# 集落周辺

奄美群島の島々では、集落のすぐ近くで他の地域に見られない希少種が生息・生育しています。例えば河川では、奄美大島や沖縄島にしか生息しないリュウキュウアユが、渓流沿いではアマミセイシカ、アマミクサアジサイなどが見られます。これらの動植物とこれからも共存していくために、普段から自然への配慮を心がける必要があります。



## 奄美の生活の場で心がけましょう



### 1 希少野生動植物をとることはできません

渓流に生息・生育する両生類や植物には、法令や鹿児島県の条例などによって捕獲採取を禁止されているものがあります。(6ページ: 森林<sup>②</sup>参照)



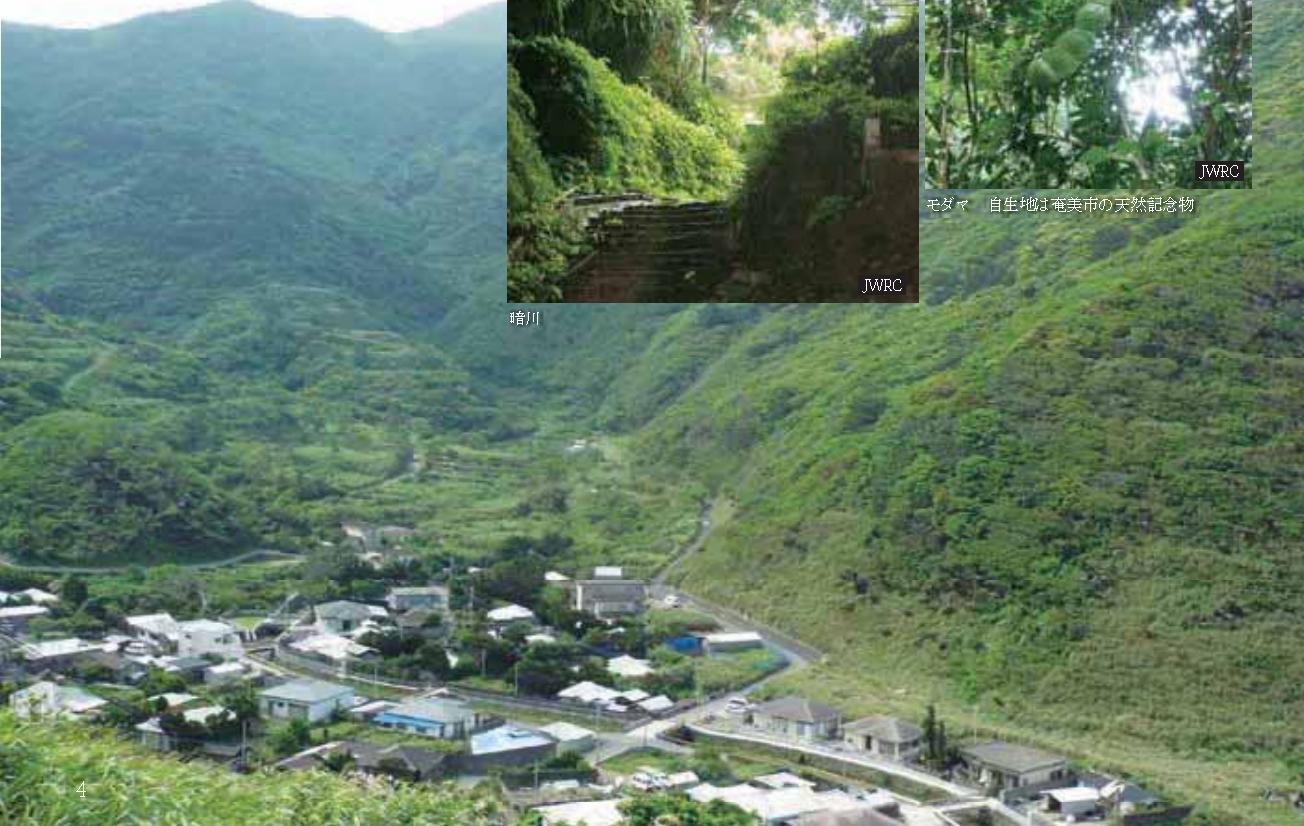
アマミクサアジサイ RL・J RD・K JWRC



モダンマ 自生地は奄美市の天然記念物 JWRC



奄美市住用町 JWRC



### 2 普段、草刈りをしない場所で気をつけること

集落の周辺に希少な植物が生育している場所があります。草刈りの際には、状況に応じて、作業前に有識者から助言を得たり、下見をするようにしましょう。また、なかには直射日光が常に当たるようになると生育が困難になる植物もあります。可能な限り作業面積等を抑え、環境の変化を最小限にとどめましょう。



樹木を伐採した斜面 JWRC



### 3 鍾乳洞や暗川を守ろう

鍾乳洞や暗川は、島の成り立ちや人と自然の関わりを示す島の宝物です。ドリーネ(すり鉢状のくぼ地)にゴミを捨てると、地下水によってつながっている鍾乳洞や暗川が汚れてしまいます。みなさんが使用する生活用水や地下水系に生息するチカヌマエビなどの生き物への影響が心配されます。ゴミは適切に処分し、島の宝を末永く子孫へ伝えていきましょう。



沖永良部島水連洞 JWRC



### 4 希少な魚類・水生生物を守ろう

鹿児島県では、県内に生息・生育する数が少なくなった動植物を保護するために「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。奄美市、大和村でも同様な動植物の保護条例を制定し、指定した野生動植物の捕獲や採取を禁止しています。奄美大島の河川に生息するリュウキュウアユは、その保護のために捕獲することは禁止されています。河川下流の川底が細かい砂利の地域は、リュウキュウアユなどの魚の産卵場所として利用されています。特に、産卵する時期(11月から2月頃)には、河川の下流の産卵場所を荒さないようにしましょう。



リュウキュウアユ RL・J RD・K ES・K 米沢俊彦



### 5 魚・エビ 獲りで注意すること

奄美群島の河川には、県の条例で指定された生き物以外にも奄美群島にしか生息しない生き物がいます。魚やテナガエビ(タナガ)などを獲る時には、このような生き物と一緒に獲らないようにしましょう。また、一般的な魚やエビなどでも、小さなものや、必要以上に多くの量は獲らないようにしましょう。渓流沿いにはアマミクサアジサイやアマミセイシカなどの数の少ない植物が生育していることがありますので、河川に降りるときには、植物を踏みつけたり枝を折ったりしないように気をつけましょう。



テナガエビ JWRC



# 森 林



アマミイシカワガエル 県の天然記念物  
JWRC  
RL・J RD・K ES・K

## Forest 奄美の森のために心がけましょう

### 1 鳥や獣を許可なく獲ることはできません

哺乳類や鳥類を許可なく捕獲することは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により禁止されており、違反した場合は罰則が科せられることになります。また、狩猟免許及び狩猟登録に基づいて狩猟する場合でも、狩猟する期間や狩猟の対象となる動物などの規制があります。問合せ先：大島支庁林務水産課



### 2 希少野生動植物をとることはできません

ヤドリコケモモやコゴメキノエランなどは「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」、イシカワガエルやウケユリなどは「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」によって保護される種に指定されています。群島内の市町村においても、動植物の保護を目的とした条例が制定されており、これらの法律等で指定された動植物を捕まえたり、採取した場合、罰則などが科せられます。山野の動植物は、写真に撮るなどして楽しみましょう。また、捕まえたり、採取している人を見かけた場合、P8の機関にお知らせください。



### 3 夜の林道はスピードを出さないでください

夜間の林道上には、アマミクロウサギやアミヤマシギなどの動物が出てきていることがあります。通行する場合には、20km/h以下で走るようにしましょう。アマミクロウサギなどに天然記念物に指定されている動物が死んでいるのを見つけた場合には、各市町村の教育委員会へ連絡をお願いします。



### 4 犬、ねこ、ヤギを捨てないでください

飼い犬や飼いねこの遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されています。また、遺棄された犬、ねこ、ヤギなどによる野生の動植物に対する食害が確認されています。ペットは責任を持って飼いましょう。



## 奄美群島の外来生物

### 特に問題を引き起こしやすい外来生物

#### ● ジャワマングース(以下マングース)

**被害** 野菜や果実、養鶏などの農業被害のほか、アマミノクロウサギ、鳥類、昆虫類などの捕食が確認されています。

**対策** マングース捕獲を專業とする「奄美マングースバスターズ」による捕獲作業とマングースを探すように訓練された犬によるマングースの生息確認を実施しています。



ジャワマングース

#### ● ヤギ

**被害** 海岸に生育する希少植物への食害や、踏みつけによる影響で崖崩れなどが生じています。

**対策** 奄美大島内の5市町村では、「山羊の放し飼いなどに関する条例」を策定し、ヤギの適正飼育を呼びかけるとともに、駆除も実施しています。ヤギは必ずつないで飼育しましょう。



オオキンケイギク

#### ● ノイヌ・ノネコ

**被害** ノイヌ・ノネコ（人に飼育されず、人に依存せずに生きている犬やねこ）によって、アマミノクロウサギなどが捕食されています。

**対策** 犬やねこは、必ず最後まで責任を持って飼いましょう。



ボタンウキクサ

ホティアオイ

#### ● 水草

**被害** 外来生物が水面を覆って光をさえぎることにより、水中に生育・生息する生物に様々な影響を及ぼします。

**対策** ホティアオイやボタンウキクサ（ウォーターレタス）などは、ため池や河川に流したり、捨てたりしないようにしましょう。

### 外来生物法について

#### 「外来生物」とは

もともと生息していないかった国や地域に、人によって持ち込まれた生き物のことです。  
(日本には、国外から持ち込まれたもので2,000種類以上あると言われています)

#### 奄美群島における「外来生物」について

上述の動植物のほかに、オオキンケイギクやシロノセンダンダングサなど外来の植物が分布を広げ、在来植物の生活の場を奪っているという問題が生じています。

#### 「外来生物法」について

環境省では、指定した特定外来生物による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止するため、2005年6月に「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」を制定しました。